

答 申 第 270 号
平成20年 2月 5日

千葉県議会議長 田久保 尚俊 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年2月28日付け千議第371号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第356号

平成18年12月4日付けで異議申立人から提起された、平成18年10月23日付け千議第253号で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）が行った、平成18年10月23日付け千議第253号による公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、「平成17年度すべての県議会議員の政務調査費の収支報告書」の不開示決定を取り消し、開示すべきである。

その余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

議長が行った本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 政務調査費は、千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号。以下「交付条例」という。）第1条のとおり、千葉県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、議員報酬とは全く異なるものであり、その用途は、議員の調査研究に資するものでなければならない。議員1人当たり480万円も交付される政務調査費は公費であり、千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年千葉県議会告示第2号。以下「交付規程」という。）第8条には、領収書を含む証拠書類は5年保存することと書いてある。
- (2) 異議申立人がその開示を請求したところ、「政務調査費に関する領収書は、取得及び保有していないから不開示」との処分を受けたが、議長がその時点で保有していなくても、各議員においては取得及び保有しているのであるから、議長は各議員の保有する領収書を提出させ開示すべきである。
- (3) 新聞記事によれば、政務調査費の用途が不適切であったとして、目黒区議6人が議員を辞職している。千葉県議会議員の場合は、その用途が適切であったのか不適切であったのか、領収書が開示されないことには納税者は判断することさえできない。
- (4) 最高裁は、福井県職員の空出張をめぐる文書を県が非公開とした処分を取り消し、「県は外部に調査報告書を公表しているが、その基礎となった調査過程の文書もこれと同視し、開示の対象となると考えられる。」と

認定した。また、大分県と大分県教育委員会が公金不正支出をめぐる内部調査の資料を非開示とした処分を取り消し、「県は調査報告書を公表しているが、その基礎資料となった文書もこれと同じく、公文書として公開の対象となる。」と述べた。

以上の最高裁判例より、政務調査費の収支報告書は公表されており、収支報告書の基礎資料である領収書も公文書として公開の対象となると解するのが相当である。

- (5) 政務調査費は会派や議員個人の所得ではないので、その領収書の所有権は会派や議員個人にはない。政務調査費の領収書は議長に属する。会派や議員が保存している政務調査費の領収書を議長が公開するのは当然である。

第3 議長の説明要旨

議長の説明要旨は以下のとおりである。

1 公文書不開示決定について

- (1) 異議申立人は、平成18年9月26日付け公文書開示請求書で、議長に対し「平成17年度 すべての県議会議員について、政務調査費の収支の分かる書類（領収書）、議員の使いみち」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し議長は本件決定を行った。
- (3) 異議申立人はこれを不服として、平成18年12月4日付けで、本件決定の取消しを求めて、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を提起した。

2 不開示の理由について

本件開示請求において対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、政務調査費に係る領収書及び議員の政務調査費の使い道の分かる公文書としての収支報告書である。

領収書については、交付条例に基づく、交付規程第8条により、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。」とされており、議長は保有していないこと。

また、収支報告書については、交付条例第13条の規定により閲覧に供しており、千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「公開条例」という。）第19条第1項の規定により開示請求の対象の公

文書とはならないこと。

以上の理由により、不開示決定をしたものである。

3 異議申立てについて

異議申立人は、前記第2、2のとおり異議申立ての理由を述べており、要約すると「領収書については議長が開示請求時点において保有していなくても各議員が取得及び保有しているので、議長は各議員の保有する領収書を提出させた上で開示すべきである。」とし、異議を申し立てたものであるが、不開示決定をした理由は前記のとおりである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び議長の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 諮問までの経緯について

本件開示請求、本件決定及び本件異議申立ての経緯は前記第3、1のとおりである。

議長は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立人の口頭意見陳述を平成19年1月26日に行い、平成19年2月28日に当審査会へ諮問した。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、すべての県議会議員についての平成17年度政務調査費に係る領収書（以下「本件文書1」という。）及び収支報告書（以下「本件文書2」という。）であると認められる。

3 本件文書1に係る不開示決定について

(1) 議長は、政務調査費に係る領収書は、会派又は議員が取得し、会派の経理責任者及び議員に整理保管が義務付けられているものであり、本件文書1を保有していないことから不開示決定を行ったと説明するので、以下検討する。

(2) 本件文書1は、平成17年度に県議会議員に交付された政務調査費に係る領収書である。

領収書（証拠書類）については、交付規程第8条により、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。」とされている。

一方、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項は、

「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」旨を規定し、同条同項を受けて、交付条例第10条で、会派の代表者及び議員に議長への収支報告書の提出を義務付けている。しかし、上記法令等は、証拠書類等を議長に提出することを会派や議員に義務付けてはいない。

よって、領収書は、会派及び議員が取得し、整理保管及び保存する文書であると認められることから、本件文書1は、法令等の定めによれば会派及び議員が整理保管し、会派及び議員において保存しているものと認められる。

- (3) もっとも、交付条例第11条では、議長は、「収支報告書が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」と規定している。しかし、議長に確認したところでは、当該規定に基づく調査については、平成14年度に実施したのみであるとのことであり、本件文書1に関して当該規定に基づく調査が行われた事実も認められない。
- (4) さらに、議長の説明によれば、法令等で領収書の提出を義務付けてはいないが、毎年、収支報告書の提出時に会派及び議員に領収書を任意に提供してもらい、千葉県議会事務局の職員が、収支報告書に記載された金額との照合作業を行っているとのことである。この点について議長に確認したところ、領収書は作業後、会派及び議員に返却し、当該領収書の写しも作成していないとのことである。また、本件文書1についてはすでに返却済みであるとのことであり、これらの説明を疑わせるような特段の事情も認められない。
- (5) 以上のことから、本件文書1は会派及び議員に整理保管及び保存が義務付けられているものであり、また、議長が保有しているとは認められないことから、本件決定のうち、本件文書1を保有していないとして行った不開示決定は妥当である。
- (6) 異議申立人の主張について

異議申立人は、議長がその時点で領収書を保有していなくても、各議員においては取得及び保有しているのであるから、議長は各議員の保有する領収書を提出させ開示すべきである旨の主張等をしているが、これらは本件異議申立ての判断とは直接関係のない主張であり、当審査会では判断しない。

4 本件文書2に係る不開示決定について

- (1) 議長は、本件文書2については、交付条例第13条の規定により閲覧に供していることから、公開条例第19条第1項の規定により開示請求の対象の公文書とはならないと判断して不開示決定を行ったと説明するので、本件文書2が公開条例第19条第1項に該当する公文書であるか否かについて、以下検討する。
- (2) 公開条例第19条第1項は、「他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による開示が認められている公文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、この節の規定は、適用しない。」と定めている。

また、本項中の「法令等」に関しては、公開条例第8条第1号の規定及び同条同号の千葉県議会情報公開条例解釈運用基準によれば、「法令及び条例」を指し、「法令及び条例」とは、「法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。」とされている。
- (3) 一方、交付条例第13条第2項は、県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人等に限定して、収支報告書の閲覧を請求することができる旨を定めているものであることから、収支報告書は何人にも閲覧等による開示が認められているとは言えない。
- (4) よって、本件文書2は公開条例第19条第1項に該当する公文書とは認められない。なお、本件文書2は交付条例第13条第2項の規定により閲覧に供していることから、公開条例第8条各号の不開示情報のいずれにも該当しないものであり、その全部を開示すべきものと判断する。

5 結論

以上のとおり、議長は本件決定のうち本件文書2に係る不開示決定を取り消し、開示すべきである。

その余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 2. 28	諮問書の受理
19. 3. 29	議長の理由説明書の受理
19. 5. 7	異議申立人の意見書の受理
19. 12. 21	審議 議長から不開示理由の聴取
20. 1. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年1月22日現在)